

# 公益財団法人日本セーリング連盟 運営規則

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の管理運営については、連盟定款によるほか、この規則によることとする。

## 第2章 組織

### 第2条 (団体の連盟への加盟)

定款第39条に定めるところにより連盟に加盟する団体（加盟団体及び特別加盟団体）に関する事項については、別に定める「加盟団体規程」による。

- 2 連盟は、加盟団体規程に基づき、加盟団体並びに特別加盟団体から加盟団体負担金を徴収することができる。

### 第3条 (連盟会員登録)

本連盟の目的に賛同し、本連盟へ直接、あるいは加盟団体若しくは特別加盟団体を通じ加盟登録し所定の会費を納める個人は、本連盟の会員となることができる。

- 2 連盟は、連盟の会員登録者に対し、MySailing内で会員証を発行する。
- 3 連盟への会員登録は、自動的に次年度へ継続されることとし、会員登録を脱退しようとする場合には、書面あるいはメールにて年度末3月31日までに届け出ることとする。
- 4 会員は原則として、継続の場合には年度4月末までに、新規登録の場合は翌月10日までに連盟に会費を納入しなければならない。
- 5 連盟は、会員が会費を支払期限の6か月を越えて支払わなかった場合、会員登録を取り消すことができる。
- 6 連盟に会員登録をした者は、連盟の定めるルール、運営規則および連盟の決定事項を遵守しなければならない。
- 7 連盟は、会員が連盟の規則、決定事項の遵守を怠り、また連盟の名誉を著しく傷つけた場合、理事会の決議を経て会員登録を取り消すことができる。
- 8 会員が連盟へ納入する会費は、別表1に定める金額とする。

## 第3章 理事会の組織、業務

### 第4条 (常任委員会の設置)

理事会の下に、会長を含む全ての業務執行理事によって構成する常任委員会を置き、連盟の通常の業務執行に関する事項を決し、理事会の円滑運営のために審議事項の整理を行う他、特別委員会、ワーキンググループ、プロジェクトチーム等の設置の検討、及び緊急事案の処理を行なう。

- 2 常任委員会の会議には、必要に応じて会計担当理事や専門委員会の委員長等が陪席し、報告及び助言をする。

### 第5条 (委員会等の設置及び廃止)

連盟は、理事会の決議により、定款第38条に基づき専門委員会を設置し、これを廃止することができる。

### 第6条 (委員長及び副委員長)

専門委員会に、それぞれ委員長1名、副委員長若干名を置く。

- 2 委員長、副委員長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 3 委員の任期は2年とし再任を妨げないが、委員長については原則として連続3期を超えて同一委員会の委員長に就任しない。又、任期途中での交代は残任期間とする。
- 4 委員長は、当該委員会の委員を指揮監督し所管業務を遂行する。副委員長は、委員長を補佐して所管業務を遂行する他、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 委員長は必ずしも理事である必要はなく、理事会の要請がある場合には、所管業務について報告を行い、又、他委員会業務に関して随時連絡又は助言を行なう。

#### 第7条 (委員)

- 委員会に若干名の委員を置く。
- 2 委員は、会長が委嘱し、理事会に報告する。

#### 第8条 (小委員会)

- 各委員会は、理事会の承認を得て、必要に応じて小委員会を設置、若しくは廃止することができる。
- 2 小委員会の委員長は、理事会の同意を得て、第14条第2項の規定に基づき設置した委員会の委員の中から選任する。
  - 3 小委員会の委員は、専務理事が委嘱し、理事会に報告する。

#### 第9条 (委員会の役割と運営)

- 各委員会は、別表3に記載する業務内容を遂行する。
- 2 委員会の事業計画と予算要求並びに事業内容とその効果については、常任委員会で調整の上理事会に提出される。
  - 3 各委員会は、理事会で決定された政策に基づき、実行計画書作成、関連規則の作成、評価の取り纏めを行なう。
  - 4 委員会の構成は、15名以内を基準として抑制と均衡が保たれた委員構成とし、必要に応じて小委員会を設置することができる。
  - 5 原則として委員会毎に事務局を置き、資料の作成、コピー、議事録等の配布処理をし、業務処理内容等についても連盟事務局と調整して遂行する。
  - 6 委員会の会計処理については、別途定める連盟経理規程、経理事務規則、決済規程による。
  - 7 連盟委員会の公務により委員が出張する場合は、連盟職員旅費規則により旅費を支給する。ただし、委員が理事会、各委員会の通常会議に出席する場合は、当分の間旅費は支給しない。

#### 第10条 (最高審判委員会の組織と業務)

- 最高審判委員会は、定款第41条に基づき会長の直属機関として設置し、理事会とは独立して職権を行使する。ただし業務執行状況及び決定事項は、都度会長に報告し理事会へ通知される。
- 2 本委員会は、委員長1名と若干名の委員で構成し、委員長は委員の互選により選出する。委員の任期は2年とし、委員長の連続就任は行なわないものとする。
  - 3 本委員会の委員は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
  - 4 本委員会は、委員長が必要と認めたときに随時召集し、委員長が出席できない場合もしくは、委員長が選任されていない場合は、委員の中から座長を選出して会議を行なう。
  - 5 本委員会の事務局長は、ルール委員会委員長が任にあたり、委員会業務執行に必要な事務を行なうとともに、関係書類の整理保管を行なう。

#### 第11条 (最高審判委員会の役割と運営)

最高審判委員会の業務及び運営は、連盟最高審判委員会規則に則り遂行する。

#### 第4章 賛助会員

##### 第12条 (賛助会員)

連盟の目的に賛同し連盟の事業を援助する個人または法人で、所定の手続きを経た者は、賛助会

員となることができる。

#### 第13条（賛助会員の義務）

賛助会員は別に定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は自らの申し出により資格を喪失したとき、または理事会の決議により登録が抹消されたとき資格を失う。
- 3 賛助会員は連盟の発展のために協力するとともに、連盟の規則、決定事項を遵守しなければならない。

#### 附則

1. 本規則は、平成15年 4月 1日より施行される。  
（ただし第9条クラブ等の団体については、平成14年 4月 1日より施行。）
2. 平成20年 3月16日改正
3. 平成21年 1月24日改正
4. 平成24年12月 8日現在、連盟の加盟団体、特別加盟団体は別表4のとおりであり、各コードは連盟が事務管理上、各団体に付与した管理番号である。
5. 平成24年12月 8日改正
6. 平成25年 3月 2日改正
7. 平成27年 2月28日改正
8. 2019年 2月23日改正
9. 2022年 2月26日改正
10. 2022年 6月18日改正
11. 2023年12月 2日改正
12. 2026年 2月21日改正（今回の改定により旧第3章・第4章等は加盟団体規程へ移行した）

別表1 会員が連盟へ納入する会費

1) 規則第3条第4項に定める会費は、次のとおりとする。

一般会員	年 6,500円	
大学生	年 5,500円	(原則加盟団体から登録)
高校生	年 2,000円	(機関誌は所属団体送付)
ジュニア	年 1,500円	(機関誌は所属団体送付)

2) 規則第5条(3)に定める会費の徴収業務に対する連盟から加盟団体・特別加盟団体への交付金は、次のとおりとする。

1. 会費徴収代行方式により納付された会費に対する連盟から加盟団体(特別加盟団体)への交付金：加盟団体は、上記会費の10%とする。特別加盟団体は、上記会費の5%とする。ただし、団体は会費から当該交付金相当額を除いた額を連盟へ納付することとする。
2. 決済代行方式により納付された会費に対する連盟から加盟団体(特別加盟団体)への交付金：加盟団体は、上記会費の10%とする。特別加盟団体は、上記会費の5%とする。
- 3) 連盟へ重複登録を行った会員に対する連盟会費は、主たる加盟団体(特別加盟団体)から納付することとし、従たる加盟団体(特別加盟団体)からは納付しない。なお、連盟から加盟団体(特別加盟団体)への交付金は、主たる加盟団体(特別加盟団体)に対して行う。

施行日 平成21年 3月15日  
平成27年 2月28日改正

## 別表2 委員会業務内容

専門委員会の業務は、次の通りとする。

なお、経営企画委員会には、下記チームを置く。

(協賛担当チーム)

- \*連盟の事業計画に基づき協賛獲得戦略を立案し、候補となる企業・団体を探索・誘致する。
- \*協賛企業・団体への提案、条件交渉、契約締結、および契約内容の履行管理を行う。
- \*協賛企業・団体との良好な関係を構築・維持し、協賛活動の実績報告と評価を行う。

(See Sports 検討担当チーム)

- \*セーリング競技の特性を踏まえ、新たな観戦方法を調査・研究する。
- \*調査研究に基づき、セーリング競技の魅力を最大限に引き出す具体的な観戦機会創出策を企画・立案する。
- \*企画実現に向け、競技団体、地方自治体、放送局、IT企業など、関連する外部団体や内部部署との連携・調整を行う。

(JSC 国際大会開催助成担当、アジア大会統括チーム)

- \*JSCの国際競技大会開催助成に関する最新情報を収集し、連盟が開催する国際大会への適用可能性を分析する。
- \*助成対象となる国際大会について、JSCが定める申請要件に基づき、申請書類の作成、提出、およびJSCとの連絡調整を行う。
- \*採択された助成金事業の進捗管理、経理処理、およびJSCへの実績報告書作成・提出を行う。

(ボランティア管理活用担当チーム)

- \*連盟の事業活動に必要なボランティアの募集計画を策定し、広報活動、応募受付、登録管理を行う。
- \*登録されたボランティアのスキルや希望を考慮し、適切な業務への配置を行うとともに、必要な研修や情報提供を通じて育成を支援する。
- \*ボランティアが円滑に活動できるよう支援体制を構築し、活動状況の把握、意見聴取、および活動成果の評価を行う。

(経営戦略担当チーム)

- \*連盟のビジョン、ミッションに基づき、中長期的な経営戦略および事業計画を策定する。
- \*セーリング界を取り巻く内外の環境を分析し、連盟が抱える課題を特定するとともに、新たな機会を探索する。
- \*策定した経営戦略の具体的な実行計画を立案し、その進捗を管理・評価することで、戦略の実効性を高める。

(総務・広報グループ)

(1) 総務委員会

- \*連盟の組織及び制度に関する事項 \*連盟加盟団体及び特別加盟団体に関する事項 \*定款その他諸規程に関する事項 \*連盟役員及び委員の選出に関する事項 \*連盟会員登録に関する事項 \*連盟職員の給与基準及び勤務態様条件に関する事項 \*連盟表彰、外部表彰に関する事項 \*連盟会員及び主催者保険に関する事項 \*連盟業務のIT化による組織効率向上に関する事項 \*社会のデジタル化に対応出来る研究に関する事項 \*その他特命事項

(2) 財政委員会

- \*収支予算及び決算に関する事項 \*財政健全化全般に関する事項 \*その他特命事項

(3) 事業開発委員会

- \*事業用品の開発、調達及び販売 \*他委員会の所管に属さない事業の企画及び実施に関する事項 \*その他特命事項

(4) 広報委員会

\*広報計画の立案、実施 \*広報用各種資料の作成、配布 \*記者クラブとの連絡調整 \*プレスリリースの実施 \*連盟の機関誌等出版物の編集及び発行に関する事項 \*壮行会などの企画及び運営 \*その他特命事項

(5) 国際委員会

\*国際セーリング連盟 (WS) 及びアジアセーリング連盟 (ASA F) 等国際会議に関する事項 \*国際的なセーリング情報の収集及び日本の情報発信に関する事項 \*海外各国協会 (MNA) との友好関係の構築、強化、交流計画に関する事項 \*加盟団体特別加盟団体が開催する国際レースに対する指導、助言、協力に関する事項 \*その他特命事項

① 外洋小委員会

\*国際セーリング連盟O&O委員会、IRC、ORC、その他の外洋国際機関に関する事項

(6) 環境委員会

\*セーリング競技大会等における環境保全に関する事項 \*環境キャンペーン協賛企業の確保に関する事項 \*広く一般にも向けた海洋環境及び環境意識高揚に関する普及啓発活動 \*WS、JOC他関係団体との連携 \*その他特命事項

(7) レディース委員会

\*女性セーラーの増加及び普及に関する事項 \*ジェンダー平等の推進に関する事項 \*JOC女性スポーツ専門部会等の女性会議に関する事項 \*セクシャルハラスメント防止等女性の人権に関する事項 \*その他特命事項

(8) 海 その愛基金 海洋環境クリーンプロジェクト推進委員会

\*海 その愛基金 海洋環境クリーンプロジェクト予算の使途に関する企画立案 \*海 その愛基金 海洋環境クリーンプロジェクト予算執行に関わる関連委員会、関連団体との連携 \*事業を推進する団体への支援

(競技運営グループ)

(1) ルール委員会

\*セーリング競技規則、WS規定集のうち競技規則であると位置付けられるWS規定、及びWSが公開するこれらの競技規則の公式解釈の研究、改正提案、及び日本語訳の発行に関する事項 \*競技規則を変更する国内規則の管理、改正及び適用に関する事項 \*最高審判委員会の事務に関する事項 \*国内大会における上告権利の否認に関する事項 \*ナショナルジャッジ及びナショナルアンパイアの制度管理及び認定に関する事項 \*ナショナルジャッジ及びナショナルアンパイアの育成並びにインターナショナルジャッジ及びインターナショナルアンパイアの推薦に関する事項 \*連盟が主催する大会におけるプロテスト委員及びアンパイアの任命に関する事項 \*競技規則の周知に関する事項 \*その他の特命事項

① ジャッジ小委員会

② アンパイア小委員会

③ 規程管理小委員会

④ 外洋規則小委員会

⑤ 普及小委員会

⑥ I J I U育成小委員会

(2) レースマネジメント委員会

\*レースオフィサーの認定に関する事項 \*公式レースにおけるレースオフィサーの派遣、インターナショナルレースオフィサーの推薦に関する事項 \*レースオフィサー及び志願者に対する教育や検定講習会、セミナーに関する事項 \*レースマネジメントに関するマニュアルやトレーニングキッド、レースオフィサー申請書などの管理、保管及び更新に関する事項 \*レースオフィサーによるRRS、WS規定等の規則適用と解釈を推進する為のプログラムの管理に関する事項 \*連盟が主催するレースの企画・運営等に関する事項 \*加盟団体又は特別加盟団体が主催するレースに対する指導及び協力等に関する事項 \*レース開催、運営に対する助言及び支援に関する事項 \*

その他特命事項

- ① レースオフィサー小委員会
  - ② 安全危機管理小委員会
  - ③ 国体小委員会
  - ④ 外洋小委員会
  - ⑤ IRO小委員会
  - ⑥ オリンピックSWC小委員会
- (3) ワンデザインクラス計測委員会  
\*ワンデザインクラスメジャラーの育成、認定、管理に関する事項 \*セーリング装備規則（ERS）その他関連規則の解釈並びに適用、或いは改正、及びその講習会の実施に関する事項 \*計測制度の安定的運用態勢の構築に関する事項 \*各クラス協会等との連絡、調整に関する事項 \*計測及び登録規則の管理運用に関する事項各クラス協会に於ける艇計測実施の管理指導に関する事項 \*インターナショナル・メジャラーの推薦に関する事項 \*公式レースに於ける計測の実施及びメジャラーの派遣に関する事項 \*その他特命事項
- (4) 医事委員会  
\*競技会における救護に関する事項 \*公認スポーツドクター、公認トレーナーに関する事項 \*トレーニングに関する事項 \*選手の栄養に関する事項 \*その他特命事項
- (5) 国民スポーツ大会委員会  
\*国民スポーツ大会セーリング競技の準備並びに運営 \*セーリング競技開催都道府県並びに当該セーリング連盟に対する指導、助言、協力に関する事項 \*日本スポーツ協会及び同国民スポーツ大会委員会並びに国民スポーツ大会セーリング競技一般に関する事項 \*その他の特命事項

(普及強化推進グループ)

- (1) 普及委員会  
\*セーリング普及事業や開催に関する事項 \*「海その愛プロジェクト」その他特命事項
- (2) 育成委員会  
\*普及から競技への移行を支援し、年代別に継続的な育成に関する事項 \*合宿、遠征支援、発掘事業を展開し、将来の強化へとつなぐ事項
- (3) 指導者委員会  
\*公認コーチ育成の講習会の開催及び認定並びに登録管理に関する事項 \*連盟指導者育成体系や指導者規程の管理に関する事項 \*バッジテスト制度の運用及び安全管理に関する事項 \*検定における学科及び実技試験並びに認定に関する事項 \*指導力向上に関する事項 \*その他特命事項
- (4) オリンピック強化委員会  
\*オリンピック代表選手の選考事業に関する事項 \*オリンピック選手の競技力向上に関する事項 \*JOC、スポーツ振興基金に関する事項 \*その他特命事項
- (5) ジュニア・ユースアカデミー委員会  
\*ジュニア・ユース世代、地元指導者・保護者を対象としたシーマンシップ啓発、海上活動環境の構築に関する事項 \*指導者バンクの設置と登録対象者指導者研修会の開催に関する事項 \*ジュニア・ユースクラブ等への講師派遣等に関する事項 \*その他特命事項
- (6) キールボート強化委員会  
\*国内におけるキールボートの普及、活性化に関する事項 \*世界に通用する選手、チームの強化、育成環境の構築に関する事項
- (7) eSailing 委員会  
\*eSailing の普及 \*eSailing 大会の開催及び運営 \*eSailing 国際大会に対する日本代表チームの派遣
- (8) アスリート委員会  
\*セーリングアスリートの声の集約、セーリングアスリートのさまざまな環境改善への寄与 \*セーリングアスリートの支援、権利擁護 \*オリンピックムーブメントの推進活動実施 \*アンチ・

ドーピングの啓発活動推進 \*社会におけるセーリングアスリートの地位向上に資する活動 \*連盟主催事業への協力、セーリングスポーツの普及と発展への寄与 \*関係団体（JOC、国内の他の中央競技団体）アスリート委員会との連絡、調整 \*セーリングアスリート間のコミュニケーション活性化

(9) アンチ・ドーピング委員会

\*アンチ・ドーピングに関する事項 \*アンチ・ドーピング思想の啓蒙に関する事項 \*ドーピング裁定委員会の事務局に関する事項\*その他特命事項

(外洋艇推進グループ)

(1) 外洋常任委員会

\*外洋艇活動に関する諸規則の整備に関する事項 \*ヨットハーバー施設に関する国土交通省など、諸官庁に対する折衝及び情報の収集に関する事項 \*外洋計測委員会、外洋安全委員会、並びにルール委員会、レースマネジメント委員会、国際委員会の各外洋小委員会が単独で扱うことが困難な課題に関する事項 \*その他の特命事項

(2) 外洋計測委員会

\*外洋艇の計測、登録、証明、管理に関する事項 \*レーティングの運用に関する事項

① 技術小委員会

(3) 外洋安全委員会

\*外洋艇全般の安全、技術の向上に関する事項

(4) 通信委員会

\*ヨットに関する海上無線通信、船舶関連通信機器、法令の情報収集と対応に関する事項

(5) アメリカズカップ委員会

\*アメリカズカップ等、大型艇によるトップレースへの挑戦に関する事項 \*協力者の開拓に関する事項 \*その他特命事項

(6) ジャパンカップ委員会

\*外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）競技の企画並びに準備、運営 \*競技の将来構想に関する事項 \*その他ジャパンカップに特化した事項

(パラセーリング普及強化推進グループ)

(1) パラセーリング委員会

\*障がい者セーリングの普及及び推進 \*ワールドセーリング及びその他の海外組織との障がい者セーリングに関する事項の連絡、調整 \*国内における障がい者セーリングに関する事項の連絡、調整 \*その他特命事項